

令和3年度 港湾請負工事積算基準 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	コメント
<p>第2章6節 数量および価格等の取扱い 2-16</p>	<p>5節 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税および地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>6節 数量および価格等の取扱い</p> <p>1. 代価数量の取扱い 代価数量の取扱いは、各章で定めた値によるものとする。ただし記載のない場合は、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めを原則とする。</p> <p>2. 工数の取扱い 2-1 工数は、各章で定めた値によるものとする。なお工数を比例計算および補正等により算定する場合並びに積上げによる場合の数値の取扱いは、小数点以下第4位を四捨五入して3位止めを原則とする。 2-2 高所作業における工数補正 落下高さ10m以上の高所作業の場合は、各章記載の労務費数量を、最大20%まで割り増す事ができる。</p> <p>3. 価格の取扱い 3-1 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。 3-2 労務単価の取扱い 労務単価を補正する場合の端数の取扱いは、小数点以下第1位を四捨五入して円止めとする。 3-3 代価単価の取扱い 代価表の各項目の金額に円未満の端数が発生した場合は、端数を切り捨て円止めとする。</p> <p>4. 施工数量の取扱い 施工数量は、整数止めを原則とする。ただし施工数量がt単位の鋼材類は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>7節 支給品の取扱い</p> <p>1. 支給品とは、船舶および機械の製作・据付・修理（改造を含む。）に際して別途契約により取得した材料、電力、機器単体品、製作品等を、受注者に支給するものをいう。 2. 支給品の間接工事費に対する取扱いは次による。 2-1 直接材料、電力（機械修理において、既存設備から利用する電力は除く）は、全額を間接工事費（共通仮設費、現場管理費）算定の対象とする。 2-2 機器単体品および製作品は、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）算定の対象としない。 3. 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>	<p>5節 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税および地方消費税の税率を乗じて得た額とする。</p> <p>6節 数量および価格等の取扱い</p> <p>1. 代価数量の取扱い 代価数量の取扱いは、各章で定めた値によるものとする。ただし記載のない場合は、小数点以下第1位を四捨五入して整数止めを原則とする。</p> <p>2. 工数の取扱い 2-1 工数は、各章で定めた値によるものとする。なお工数を比例計算および補正等により算定する場合並びに積上げによる場合の数値の取扱いは、小数点以下第4位を四捨五入して3位止めを原則とする。 2-2 高所作業における工数補正 落下高さ10m以上の高所作業の場合は、各章記載の労務費数量を、最大20%まで割り増す事ができる。</p> <p>3. 価格の取扱い 3-1 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。 <u>なお、工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</u> 3-2 労務単価の取扱い 労務単価を補正する場合の端数の取扱いは、小数点以下第1位を四捨五入して円止めとする。 3-3 代価単価の取扱い 代価表の各項目の金額に円未満の端数が発生した場合は、端数を切り捨て円止めとする。</p> <p>4. 施工数量の取扱い 施工数量は、整数止めを原則とする。ただし施工数量がt単位の鋼材類は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>7節 支給品の取扱い</p> <p>1. 支給品とは、船舶および機械の製作・据付・修理（改造を含む。）に際して別途契約により取得した材料、電力、機器単体品、製作品等を、受注者に支給するものをいう。 2. 支給品の間接工事費に対する取扱いは次による。 2-1 直接材料、電力（機械修理において、既存設備から利用する電力は除く）は、全額を間接工事費（共通仮設費、現場管理費）算定の対象とする。 2-2 機器単体品および製作品は、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）算定の対象としない。 3. 支給品は、一般管理費等の算定の対象としない。</p>	<p>端数処理を追記</p>